

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

1947 年に採択された WHO 憲章では、前文において「健康」を次のように定義しています。「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本 WHO 協会訳）」

人生 100 年時代に本格的に突入する中、県民の誰もが、より長く元気に暮らしていくためには WHO の定義にもあるとおり、包括的な健康を実現していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症流行下において、一部の基礎疾患が重症化リスク因子となったことを踏まえると、生活の基盤として、平時から個人の心身の健康を保つことがより重要となっています。

個人が健康であるためには、まず、県民一人ひとりが主体的に心身の健康づくりに取り組むことが大切です。そして、その個人の取組を社会全体で支えるための仕組みを充実する必要があります。

兵庫県では、平成 23 年 4 月に施行した「健康づくり推進条例（平成 23 年兵庫県条例第 14 号）」（以下「条例」という。）に基づき、「からだ」「歯及び口腔」「こころ」の三つの柱を中心として健康づくりを進めています。条例に基づき、平成 29 年には、基本計画である「健康づくり推進プラン（第 2 次）」、さらに平成 30 年には、実施計画である「健康づくり推進実施計画（第 2 次）」を定め、健康づくりの取組を進めてきました。

その結果、健康寿命が延伸するなど成果があがる一方で、前述した新型コロナウイルス感染症の影響などの新たに生じてきた課題もあります。

これらの課題に対応するべく、第 2 次プランを見直し、令和 4 年 3 月に「健康づくり推進プラン（第 3 次）」を定めました。

本計画は、第 3 次プランで定めた目標「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」の達成のため、第 3 次プランの基本的な方向性に基づき、前計画の実施状況やその課題等を踏まえ、前計画を改定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、

- (1) 健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画で、県民の健康増進の推進に関する施策についての基本計画として位置づけます。
- (2) 条例第9条に定める健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画であり、第8条に定める「健康づくりの推進に関する基本的な計画：兵庫県健康づくり推進プラン（第3次）」に即して定める実施計画として位置づけます。
- (3) 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に規定する、施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項として位置づけます。
- (4) 本県の行政運営の指針である「ひょうごビジョン2050」に掲げられた「5つのめざす社会」のうち、「Ⅲ 誰も取り残されない社会」の「⑨ 安心して長生きできる社会」を推進するための個別計画として位置づけます。

計画の改定にあたっては、国の基本的な方針を勘案するとともに、本県が策定する他の関連計画との総合的な調整を図っています。

ひょうごビジョン2050がめざす姿

Ⅰ自分らしく生きられる社会	① 自由になる働き方 ② 居場所のある社会 ③ 世界へ広がる交流
Ⅱ新しいことに挑戦できる社会	④ みんなが学び続ける社会 ⑤ わきあがる挑戦 ⑥ わきたつ文化
Ⅲ誰も取り残されない社会	⑦ みんなが生きやすい地域 ⑧ 安心して子育てできる社会 ⑨ 安心して長生きできる社会
Ⅳ自立した経済が息づく社会	⑩ 循環する地域経済 ⑪ 進化する御食国 ⑫ 活動を支える確かな基盤
Ⅴ生命の持続を先導	⑬ カーボンニュートラルな暮らし ⑭ 分散して豊かに暮らす ⑮ 社会課題の解決に貢献する産業

3 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とする。

4 「兵庫県健康づくり推進プラン（第 3 次）」の概要

（1）位置づけ

条例第 8 条に定める健康づくりの推進に関する基本的な計画とする

（2）計画期間

令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度 [5 カ年]

（3）目標

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現

（4）基本方針

- ライフステージに対応した取組の強化
- 健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進
- 社会全体として健康づくりを支える体制の構築
- 多様な地域特性に応じた支援の充実

（5）内容

次の 4 つの分野ごとに「取組の方針」等を定めています。

- 生活習慣病予防等の健康づくり
- 歯及び口腔の健康づくり
- こころの健康づくり
- 健康危機事案への対応

5 計画の推進

(1) 進捗状況の把握

各目標の進捗状況等を把握するため、必要に応じて健康づくり実態調査等を行います。

(2) 進捗状況の報告・検証

健康づくり施策にかかる実施状況、目標の進捗状況等について健康づくり審議会に報告し、検証を行います。

(3) 関係者の役割

主体	役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご健康づくり県民行動指標の実践 ○健康づくりや疾病予防に関する正しい知識の習得 ○定期的な健康診断の受診などによる自らの健康状態の把握 ○必要な保健指導等の利用や相談窓口の活用、健康づくりに関する講習会等への参加
県 (本庁・健康福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり施策の実施主体（市町実施分を除く） ○兵庫県健康づくり推進実施計画の推進 ○県民の健康づくりの実態把握（調査・評価・公表） ○市町等保険者の健康づくり施策推進への必要な支援 ○施策実現のための各主体との調整
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり施策の実施主体 ○市町健康づくり関係計画の策定と推進 ○住民健診、健康教育、健康相談等の市町保健事業の実施 ○住民に対する健康づくりに関する普及啓発 ○各主体（職域等の関係団体）との連携促進 ○地域活動団体への活動支援

主体	役割
医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> ○健診（検診）・保健指導の必要性の普及啓発及び実施 ○被保険者が健診等を利用しやすい体制づくり ○被保険者に対する健康づくり事業の実施
職能団体 (医師会等)	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職を対象とした研修会の開催等の専門職支援 ○所管する団体間や自治体との連携の推進
保健医療機関 (病院・薬局等)	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病や傷病の治療や予防 ○各種保健・福祉サービスの提供 ○かかりつけ患者からの相談対応
健康ボランティア・地域活動団体 (婦人会、愛育班、いずみ会等)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の健康づくりのための自主的な取組の支援・推進 ○県・市町等が行う健康づくり施策への協力 ○健診や検診への参加を促す声かけ ○地域における見守り活動等の実施
事業所・企業	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者（従業員）に対する健康づくりの取組の実施 ○事業所健診の実施及び従業員が健診（検診）・保健指導を利用しやすい環境づくり ○兵庫県健康づくりチャレンジ企業への登録、支援メニューを活用した健康づくりの取組の推進
労働・産業保健関係機関 (兵庫産業保健総合支援センター、兵庫労働局等)	<ul style="list-style-type: none"> ○産業保健スタッフに対する研修会の開催等の支援 ○健診（検診）・保健指導への協力や、普及啓発の実施 ○職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ○職場における疾病の理解及び支援体制整備の推進
教育関係機関 (学校等)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒に対する健康づくりの取組の実施 ○地域保健と連携した健康教育や相談の実施
大学・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体や関係機関に対する専門的助言 ○健康づくりに関する調査分析・研究の実施と成果の普及